

アウトドア・アクティビティ拠点施設内物販・飲食施設出店者公募型プロポーザル実施要領

1 目的

留萌市（以下「本市」という。）に設立されるアウトドア・アクティビティ拠点施設において、物販・飲食の提供を通じ、市内のみならず管内含めた「食」の発信、観光拠点施設の来訪者へ「自然や食」等の魅力的な資源の提供を目指すもの。

2 アウトドア観光拠点施設内物販・飲食施設の基本コンセプト

- (1) ビジターセンターやアウトドア関連商品の物販機能が一体となって、公園の賑わいや憩いの場となる新たな集客機能
- (2) 生鮮直売に限らず留萌管内の様々な食資源を生かし、「食」の価値を高め、商品開発や飲食、特産品販売を通して新たな「食」ブランドや管内の魅力を発信する、アンテナショップ機能
- (3) 外でも楽しめる手軽な軽食など、地域性やアウトドアヴィレッジと親和性のある物販・飲食施設

3 店舗概要

(1) 店舗位置	別紙のとおり
(2) 面積	206.80㎡
(3) 営業期間	令和8年観光拠点施設オープン日から令和11年3月31日まで ※土曜日、日曜日、祝日を除き、定休日（毎週1日）を設けることができる。（休館日については別途留萌市道の駅条例で定めたものを基準とする。）
(4) 営業時間	観光拠点施設開館時間である午前9時から午後5時までの間で営業 ※季節やイベント等に応じて、延長・短縮について随時協議します。

4 店舗設備概要

【基本設備】

(1) 給水設備	量水器（子メーター）、給水管（屋外～厨房床面でプラグ止め）
(2) 排水設備	グリーストラップ（許容流入水量:50L/min、阻集グリース量:16.6kg）、排水管（屋外～厨房床面でプラグ止め）、通気管、通気弁
(3) 調理用ガス設備	ガスボンベ庫、ガス集合装置、ガス配管（ガスボンベ庫～厨房床面でプラグ止め）

(4) 冷暖房設備	テナント店舗内の冷暖房エアコン 4 個（厨房単独では設置無し）
(5) 換気設備	テナント店舗内の換気扇、物入内の換気扇、 厨房火気排気用のダクト（外壁貫通部のみ）、 厨房火気排気の給気補償用のダクト（外壁貫通部のみ）
(6) 電灯設備	テナント盤までの電源供給、非常照明及び誘導灯
(7) 動力設備	テナント盤までの電源供給
(8) 拡声設備	非常放送用スピーカー 4 個
(9) 自動火災報知設備	感知器 12 個
(10) 監視カメラ設備	カメラ 5 個
(11) 床	床コンクリート
(12) 壁	石膏ボード

【テナント側で用意が必要な設備（例）】

(1) 給水設備	給水管（厨房床面～各所給水箇所）、必要に応じた弁類
(2) 排水設備	排水管（厨房床面～各所排水箇所）
(3) 調理用ガス設備	ボンベ庫内のガスメーター、 ガス配管（厨房床面～各所ガス使用箇所）、必要に応じたガス栓
(4) 厨房器具設備および衛生器具設備	流し台、蛇口、手洗器、ガスコンロ等
(5) 冷暖房設備	必要に応じて厨房内に単独で設置する厨房用エアコン
(6) 換気設備	厨房火気排気用の換気扇（ストレートシロッコ）、天蓋フード、グリスフィルター、防火ダンパー（ファイヤーガード等）、火気排気の給気補償の制気口
(7) 電灯設備	テナント盤以降の二次側配線、一般照明、コンセントなど運営に必要な機器
(8) 動力設備	テナント盤以降の二次側配線、手元開閉器など必要な機器
(9) 拡声設備	新たに天井仕上げ等する場合には、法令を遵守するように整備が必要
(10) 監視カメラ設備	本工事で設置したカメラを塞ぐような仕上げとなる場合には移設が望ましい。設置場所については市と協議が必要

※飲食施設については、基本設備で実施することを原則とする。ただし、追加設備を設ける場合は自己負担とし、別途市と協議が必要。

5 出店資格及び条件

- (1) 留萌管内に住所を有する個人又は留萌管内に主たる事務所を有する法人その他団体であること。

- (2) 営業に際し必要な許認可、免許等を有すること。
- (3) 留萌市税等（本市において課税されている市税のほか、介護保険、後期高齢者や医療制度の保険料、上下水道料金及び受益者負担金、市有地貸付料（転貸料を含む。））に滞納がないこと。
- (4) 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをされていないものであること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをされていないものであること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者その他反社会的団体に該当しない者。又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者ではないこと。
- (8) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがないものであること。

6 出店期間等

(1) 出店期間

令和 8 年度観光拠点施設オープン日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(2) 賃料

月額 148,000 円

※敷金、権利金はありません。

(3) 諸費用

賃料のほか、共益費、使用量に応じた電気料、上下水道料の負担を予定。

7 出店者が負担する経費

賃料等以外に出店者が各自負担する経費は次のとおり。

- (1) ゴミ処理に関する費用
- (2) 当該店舗の清掃、消毒に関する費用
- (3) 消耗品、その他調理・販売に必要な備品、設備に関する費用
- (4) サインの設置や販売に係るポップ作成など、営業広告等に関する費用
- (5) その他店舗の運営にかかる費用

想定負担金額（年額）は以下のとおり

使用料（家賃）	1,776 千円
電気負担金	1,205 千円
上下水道負担金	330 千円
合計	3,311 千円

※ テナント単独で使用する什器や機器等で消費する電気等は試算に含まれていない。

8 参加表明書等の提出

事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書 (様式1)
- ②誓約書 (様式2)
- ③構成員調書 (様式3) ※グループで応募する場合
- ④委任状 (様式4) ※プロポーザル参加に関し、支店等に委任する場合
- ⑤会社概要表 (様式5) ※概要等がわかるパンフレット等がある場合は添付
- ⑥類似業務実績表 (様式6)
- ⑦事業計画書 (別紙1)
- ⑧市税等納付状況調査同意書 (別紙2)
- ⑨納税証明書 (国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明)
- ⑩その他
 - ア 個人の場合
住民票
 - イ 法人の場合
 - ・登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)
 - ・役員等氏名一覧表 (北海道警察への照会に使用します。)

(2) 提出期間

令和7年8月18日(月) 9時00分から令和7年10月20日(月) 17時00分まで

(3) 提出場所

留萌市地域振興部経済観光課観光振興係あて

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

郵送、持参のほか、電子メール(kankou@e-rumoi.jp)又はFAX(0164-42-4273)
(期限までに必着)

9 本要領の内容等についての質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年8月18日(月) 9時00分から令和7年8月20日(水) 17時00分まで

(2) 提出場所

留萌市地域振興部経済観光課観光振興係あて

(3) 提出方法

質問票(様式7)に質問内容、貴社名、担当部署、担当者氏名、電話番号、Eメールアドレスを明記の上、Eメールで送付すること。

(4) 回答方法

質問への回答は、令和7年8月25日(月)中に質問・回答書(様式8)を用いて留萌市ホームページへ掲載する。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（様式 9）
 - ・「12 プレゼンテーションの実施について【表 1】 審査項目一覧」に基づき、各事項について具体的な提案をすること。
 - ・業務の実施手順、各事務の実施体制及び具体的なスケジュールを記載すること。
- (2) 提出期限
令和 7 年 10 月 30 日（木）17 時 00 分必着
- (3) 提出場所
留萌市地域振興部経済観光課観光振興係あて
- (4) 提出方法
郵送、持参のほか、電子メール（kankou@e-rumoi.jp）又は F A X（0164-42-4273）
（期限までに必着）
- (5) 提出部数
正本 1 部、副本 9 部（副本については複写可とする）

11 審査方法

(1) 契約候補者の選定

企画提案書の審査、評価及び選定は、市職員等で構成する「留萌市アウトドア・アクティビティ拠点施設整備関連事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けた後、事業者によるプレゼンテーションを行い、最も優れている事業者を「先契約候補者」として選定する。

5 者を越える応募があった場合は、書類による 1 次審査を実施し、1 次審査を通過した事業者のみプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査基準

「12 プレゼンテーションの実施について【表 1】 審査項目一覧」のとおり

12 プレゼンテーションの実施について

(1) 実施日時

令和 7 年 11 月初旬～中旬 ※予定

提案は、企画提案書の提出順とする。

開始時間は事業者にも別途通知する。

(2) 実施場所

留萌市役所本庁舎 3 階 3、4 号会議室

(3) 企画提案の説明及び質疑応答

プレゼンテーションは、質疑等の時間を含めて 40 分（説明 30 分、質疑応答 10 分）を予定

(4) 審査項目

【表 1】 審査項目一覧のとおり

(5) 最高得点者が 2 者以上ある場合（同点の場合）の決定方法

合計点が同点の場合は選定委員会の協議により「先契約候補者」を決定する。

(6) 参加事業者が1者となった場合

選定委員会の協議により最低基準点（6割）を越えた場合に限り契約候補者として決定する。

(7) その他

- ・プレゼンテーションでは、現地における説明員のほか、オンラインによる説明員を設けることも可能とする。
- ・本市において、ノートパソコン（Windows）、HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンを用意する。なお、参加事業者が HDMI 端子を有するパソコン（無い場合は、加えて対応アダプター）を持参することも可能とする。

【表1】 審査項目一覧

審査項目	配点	評価内容
テーマ1：地域性について	30	・食材は留萌管内の食材を優先的に調達するように努めているか ・地元食材の特徴を引き出した商品となっているか 等
テーマ2：アウトドアとの親和性について	30	・持ち運びやすさはあるか ・提供する商品の外装等において環境への配慮はどうか 等
テーマ3：発信力について	15	・SNSを活用した商品の発信力を有しているか ・オンラインストアの展開により全国的に商品を展開する能力があるか 等
テーマ4：総合点	25	・冬の留萌も想定し、年間を通して道の駅るもいへの集客に資する工夫はあるか ・リピーター獲得に向けた工夫があるか ・来訪者の憩いの場となる工夫があるか 等
テーマ5：独自性	20	・事業者の独自性について
合計	120	

13 審査結果

選定委員会の決定を受けて「先契約候補者」を決定のうえ、参加者全てに対して「企画提案の審査結果について（通知）」（様式10）によりプレゼンテーションから1週間以内に審査結果を電子メールにより個別に通知する。市ホームページにおいては「先契約候補者」の名称及び得点のみを公表する。

14 契約の締結

契約については、契約候補者と契約条件を協議の上、決定通知日から3週間以内に契約を締結する。

15 出店までのスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

【表 2】

実施内容	実施期間又は期限
公募開始	令和 7 年 8 月 18 日（月） 9 時 00 分から
質問の受付	令和 7 年 8 月 18 日（月） 9 時 00 から 令和 7 年 8 月 20 日（水） 17 時 00 分必着
質問に対する回答	令和 7 年 8 月 25 日（月）中にホームページにて公開
参加表明の受付	令和 7 年 8 月 18 日（月）から 令和 7 年 10 月 20 日（月） 17 時 00 分必着
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 10 月 24 日（金）発送
企画提案書の受付	令和 7 年 10 月 30 日（木） 17 時 00 分必着
プレゼンテーションの実施	令和 7 年 11 月初旬～中旬（予定）
最終審査結果の通知	プレゼンテーションから 1 週間以内（予定）
契約締結	決定通知日から 3 週間以内（予定）

16 出店に関わる諸手続

- (1) 出店に関わる関係行政機関との調整や必要となる資格申請は、出店者が行うこと。
- (2) 食品営業許可等の申請料金は出店者の負担とする。
- (3) 各種申請の許可が下りず、出店ができなくなった場合に生じるあらゆる損失や不利益について、市は一切の責任を負わない。

①飲食の営業許可申請について

- ・出店内容を管轄保健所に相談すること。出店後も、内容を変更する場合は適宜保健所への相談が必要。
- ・管轄保健所へ一般営業許可を申請・取得し、営業許可証のコピーを市に提出すること。なお、許可を得られない場合は出店を取り消す。
- ・食品衛生責任者の氏名を店内に掲示すること。

②保険加入について

食中毒や出店者が原因である事故等については、自己責任で賠償等に対応いただくので、出店者において生産物賠償責任保険（P L 保険）や火災保険等へ加入すること。

17 店舗設備の注意事項

(1) 販売に関する必要物品や装飾等について

- ・販売に必要な備品、物品などは出店者が用意・設置すること。
- ・装飾品などは、地震による落下や転倒、移動が起きないように固定すること。ただし、店舗に傷や跡が残る固定はできない。

(2) 電気設備について

- ・店舗内の通電は 24 時間とする。営業時間外は不要な電源を切るなど、適切な管理をすること。

- ・電気容量に限りがあるため、容量を超えて機材等を使用するときは、事前に市に相談すること。

※電気容量の変更に係る費用は出店者の負担とする。また、退去時は出店者の負担で現状復旧する必要がある。

(3) 電話回線・インターネット回線

- ・厨房内に受口が設置される予定。必要な機器は出店者において準備し、使用手続きを行うこと。

(4) 給排水について

- ・排水管の詰まりなどで復旧工事が必要となった場合は、作業費用を請求する。また、復旧工事により施設に影響が生じた場合は、復旧までの損失補填料も併せて請求する。

(5) 調理・火気の取扱について

- ・店舗の利用内容に応じ、消火器を各自で用意すること。
- ・適宜、換気扇を回すなど、換気を行うこと。

(6) ごみ処理について

- ・関係法令を遵守し、各自で適切な処理を行い、環境美化に努めること。

18 出店期間の注意事項

- (1) 利用中の安全確保は各自で行うこと。
- (2) 店舗内の適切な管理と、周辺部の美化、清掃活動に協力すること。
- (3) 店舗を汚損、破損した場合は、速やかに市へ報告すること。
- (4) 店舗や基本設備を故意又は過失によって破損した場合、退去時に激しい損傷、破損が確認された場合は、別途費用を請求する。
- (5) 販売を行う場合は、返品・交換の対応ができるよう責任の所在をはっきりさせ、お客とのやり取り、クレーム等のトラブルについては出店者側で対処すること。
- (6) 呼び込み販売は許可しない。
- (7) 拡声機の使用、店舗外に向けて音楽を流す行為は許可しない。
- (8) 政治活動、宗教活動等の勧誘活動は許可しない。
- (9) 店舗内での喫煙（電子タバコも含む。）は許可しない。
- (10) 混雑時は、利用者の誘導整理を行い、歩行者の動線確保に努めること。
- (11) 天候悪化等の事情による危険回避のため営業中止指示を行う場合がある。その際は必ず指示に従うこと。なお、営業中止指示によって生じるあらゆる損失や不利益について、市は一切の責任を負わない。
- (12) 法令や行政官庁の指導を遵守いただくとともに、公序良俗に反する物品の提示、提供、販売等は許可しない。
- (13) 自己都合で撤退する場合は原則出店期間が満了する1年前に申し出ること。
- (14) 出店期間については令和11年3月31日までとするが、出店期間の終了日時から最長3年間の延長が可能。
また、延長期間の終了後、使用区画に関しては改めて出店者の選定を行うが、その際、当該区画の既存使用者による再応募も可能とする。

19 利用の取り消し等

出店者が次のいずれかに該当したときは、物販・飲食施設の利用の取り消し、若しくは条件を変更し、又は利用の中止若しくは退去を命ずる。その際に生じるあらゆる損失や不利益について、市は一切の責任を負わない。

- (1) 申込書（関係書類を含む。）の内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 出店資格を満たさなくなった場合
- (3) 物販・飲食施設を目的以外に利用、又は利用する権利を譲渡、若しくは転貸した場合
- (4) その他不適切な事項が認められた場合

20 その他

- (1) 映像撮影・写真撮影等について
 - ・撮影の際はプライバシーに配慮し、トラブルが起きないように出店者自身の責任で対応すること。
- (2) 鍵の管理について
 - ・鍵は出店者自身で管理すること。
 - ・鍵を紛失した場合、鍵の交換費用や修理費用は出店者の負担とする。
 - ・複製を希望する場合には、事前に市へ相談すること。
 - ・第三者への貸与は認めない。
- (3) 安全管理について
 - ・各店舗の防犯、安全管理は出店者の責務で行うこと。
- (4) 売上金の管理等について
 - ・つり銭は各出店者が用意すること。
 - ・売上金は出店者が管理し、営業終了時、現金を店舗に残さないこと。
 - ・売上金の額は、毎月 10 日までに指定書式にて市へ報告すること。
- (5) 出店期間終了又は退去時
 - ・出店期間終了又は退去する際の現状復旧、清掃は、速やかに行うこと。
 - ・特殊な清掃が必要となった場合の清掃費用は出店者が負担すること。
- (6) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (7) 企画提案に要するすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (8) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
 - ・企画提案書の内容に虚偽の内容が記載されている場合
 - ・関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
 - ・企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合
- (9) 提出期限を過ぎた企画提案書の差替又は再提出は認めない。
- (10) 参加事業者から提出された関係書類は返却しない。
- (11) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（様式 11）を提出すること。

21 担当部局（問い合わせ・書類提出先）

留萌市地域振興部経済観光課観光振興係（担当：川俣・吉田）

〒077－8601

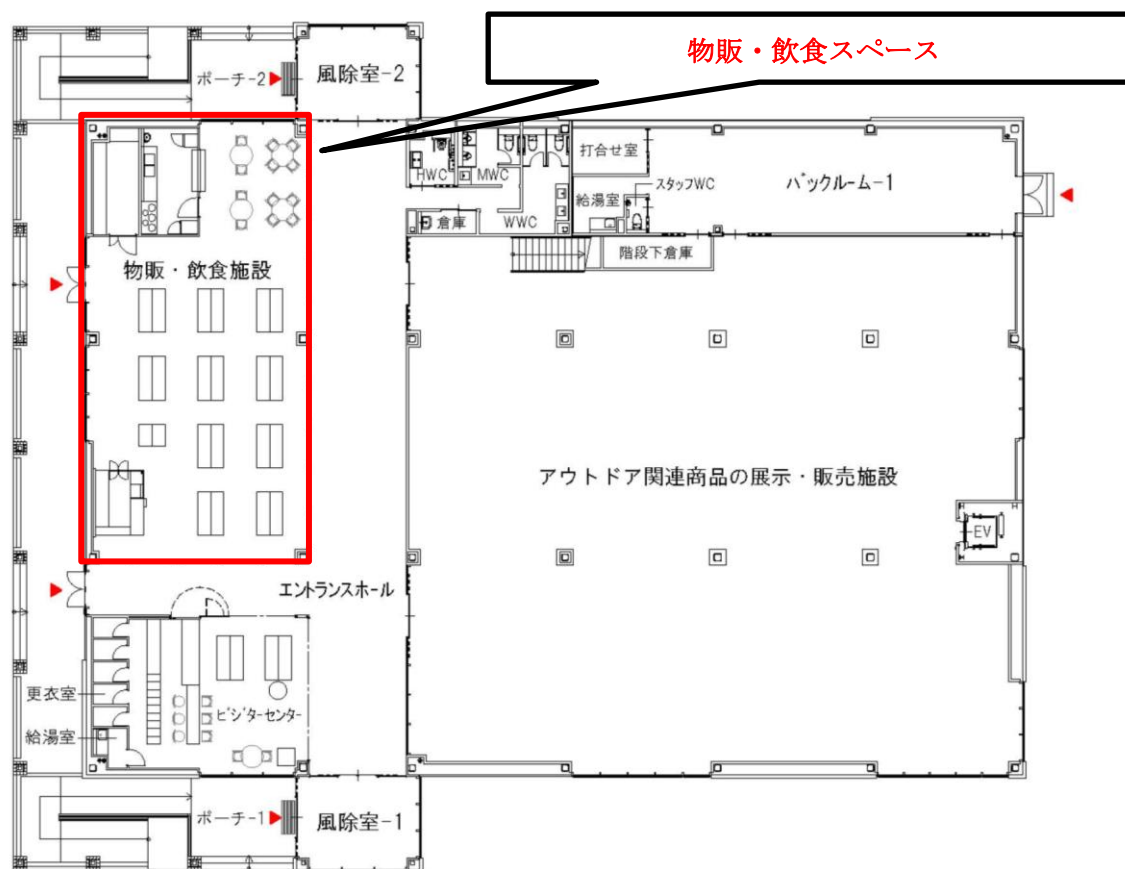
北海道留萌市幸町1丁目11番地

TEL : 0164－42－1840（内線：453）

FAX : 0164－42－4273

MAIL : kankou@e-rumoi.jp

観光拠点施設内における物販・飲食施設の位置図



- ※ 図の赤枠部分が物販・飲食スペースです。
- ※ 什器等の配置については仮のものです。
- ※ 細部は変更となる場合もあります。
- ※ 出入口の利用は、物販・飲食スペースを利用する方に限定するものではありません。